

漁業法第14条

定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

1. 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の3分の2以上によつて漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。
2. 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の3分の2以上によつて、どんな名目によるのであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。

都道府県知事は、当該漁業権の内容たる漁業を営むことが、漁業調整その他公益に支障を及ぼすと認めるものでないこと。